

# 臨港地区内の分区指定について

○ 「臨港地区」とは、港湾の管理・運営、即ち港湾における諸活動の円滑化を図り、港湾の機能を確保するために必要な陸域として、都市計画法によって指定された区域です。

○ 「分区」とは、臨港地区内の土地利用を目的別に整理・区分し、港湾施設の有効利用を図る必要から建築物その他の構築物の用途規制を行うことを目的として、指定したものです。

○ 分区の種類は、次の五種類となっております。

- (1) 商 港 区 旅客または一般の貨物を取り扱うことを目的とする区域
- (2) 工 業 港 区 工場その他工業用施設を設置することを目的とする区域
- (3) 漁 港 区 水産物の取扱い、または漁船の出漁の準備を行うことを目的とする区域
- (4) マリーナ港区 スポーツまたはレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便施設および関連施設を設置することを目的とする区域
- (5) 修景厚生港区 緑地・広場等を整備することを目的とする区域

○ 分区指定の沿革

(1) 函館港

① 昭和57年3月31日 函館市告示第42号	商港区、工業港区、漁港区および鉄道連絡港区の指定	⑥ 平成13年4月10日 函館市告示第95号	商港区の一部削除 (若松地区)
② 平成2年2月7日 函館市告示第5号	商港区および鉄道連絡港区の区域の一部変更 (若松地区)	⑦ 平成15年3月28日 函館市告示第56号	商港区(大町地区、海岸町地区)および工業港区(港町地区)の拡大ならびに商港区の一部削除 (末広地区、豊川地区)
③ 平成5年3月30日 函館市告示第34号	マリーナ港区、修景厚生港区の追加指定および鉄道連絡港区の削除	⑧ 平成16年4月6日 函館市告示第97号	工業港区(港町地区)の拡大
④ 平成10年3月31日 函館市告示第63号	商港区(若松地区)および工業港区(港町地区)の拡大	⑨ 平成19年7月31日 函館市告示第283号	商港区(豊川地区、若松地区)および工業港区(港町地区)の一部削除
⑤ 平成10年6月12日 函館市告示第138号	商港区の一部削除 (若松地区)	⑩ 平成21年4月27日 函館市告示第157号	工業港区およびマリーナ港区の区域の一部変更 (弁天地区)

(2) 椴法華港

① 昭和42年4月5日 椴法華村告示第28号	商港区、漁港区の指定	③ 平成19年11月2日 函館市告示第395号	漁港区の拡大
② 平成12年12月13日 椴法華村告示第42号	商港区の削除、漁港区へ変更		

○ 分区内での構築物の用途規制の沿革

(1) 函館港

① 昭和57年3月31日 函館市条例第8号 (施行日 昭和57年5月1日)	商港区、工業港区、漁港区および鉄道連絡区内での用途規制	③ 平成19年10月1日 函館市条例第60号 (施行日 平成19年10月1日)	商港区、工業港区、漁区内での用途規制緩和
② 平成5年3月29日 函館市条例第13号 (施行日 平成5年3月30日)	商港区、工業港区、漁港区、マリーナ港区および修景厚生港区内での用途規制		

(2) 椴法華港

① 昭和43年1月8日 椴法華村条例第4号 (施行日 昭和43年1月8日)	商港区、漁区内での用途規制	② 平成12年12月20日 椴法華村条例第42号 (施行日 平成12年12月20日)	漁区内での用途規制
--	---------------	---	-----------

○ 各分区では

下の表の○印以外のものが規制されます。

構 築 物 の 種 類			商港区	工業港区	漁港区	マリーナ港	修景厚生港
第2号	外かく施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、堤防、護岸、水門、こう門	○	○	○	○	○
第3号	けい留施設	岸壁、けい船くい、棧橋、浮き棧橋、物揚場、船揚場	○	○	○	○	○
第4号	臨港交通施設	道路、駐車場、橋りょう、鉄道、軌道、ヘリポート	○	○	○	○	○
第5号	航行補助施設	航路標識、船舶の入出港のための信号施設、照明施設、港務通信施設	○	○	○	○	○
第6号	荷さばき施設	固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地、上屋	○	○			
第7号	旅客施設	旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所、宿泊所	○	○		○	
第8号	保管施設	倉庫、野積場、貯木場、貯炭場	○	○		○	
第8号の2	船舶役務用施設	船舶のための給水施設、給油施設、給炭施設、船舶修理施設、船舶保管施設	○	○		○	
第9号	港湾公害防止施設	汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他港湾における公害防止のための施設	○	○		○	
第9号の2	廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設		○			
第9号の3	港湾環境整備施設	海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境整備のための施設	○	○	○	○	○
第10号	港湾厚生施設	船舶乗組員および港湾労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設	○	○	○	○	○
第10号の2	港湾管理施設	港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設	○	○	○	○	○
第12号	移動式施設	移動式荷役機械および移動式旅客乗降用施設	○	○			
荷さばき施設または保管施設に附属する卸売展示施設および流通加工施設ならびにこれらの附帯施設			○				
海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、鉄道事業、港湾に係る情報の提供サービス業の事務所およびその附帯施設			○	○			
ひき船業、船舶給水業、船舶燃料補給業、海上保険業、船舶修理業、港内清掃業、けい離船業、貿易業、水先案内業、船舶用食糧供給業、海事代理士業、港内公害防止業、サルベージ業の事務所およびその附帯施設			○	○			
これらの事務所において業務に従事する者のための休泊所および診療所ならびにこれらの附帯施設							
原料または製品の一部の輸送を海上運送または港湾運送に依存する製造事業および供給事業ならびにこれらの関連事業の用に供する工場および事務所ならびにこれらの附帯施設				○			
木材、木製品製造業、家具・装具製造業、化学工業、金属製品製造業、一般機械器具製造業および水産食料品製造業の工場および事務所ならびにこれらの附帯施設				○			
これらの工場および事務所において業務に従事する者のための休泊所および診療所ならびにこれらの附帯施設							
漁船のためのけい留施設、燃料補給施設、給水施設および給炭施設、水産物卸売市場その他水産物の荷さばきに必要な施設、冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管に必要な施設、製氷工場および冷凍工場その他の水産物の加工工場ならびにこれらの附帯施設、漁網その他の漁具の補修または保管に必要な施設、漁船乗組員その他漁業関係業務に従事する者のための休泊所および診療所ならびにこれらの附帯施設、漁業会社・漁業組合その他の水産物に係る事業を行う者の用に供する事務所およびその附帯施設					○		
スポーツまたはレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶(以下「レクリエーション用船舶」という。)および通船のための用具保管庫および船舶上下架施設						○	
レクリエーション用船舶の利用者のためのクラブ事務所ならびに集会所、体育施設、展示施設、展望施設および観覧施設ならびにこれらの附帯施設						○	
図書館、博物館、水族館、展示施設、集会所、展望施設、観覧施設および通船待合所ならびにこれらの附帯施設							○
市長が指定する官公署の事務所およびその附帯施設			○	○	○		○
旅館、ホテル(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の規定に該当するものを除く。)およびこれらの附帯施設			○			○	
飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項の規定に該当するものを除く。)およびその附帯施設			○		○	○	○
銀行の支店その他の営業所、郵便局および保険業の用に供する店舗			○	○	○		
ガソリンスタンド			○	○	○		
船舶用品販売業の用に供する店舗およびその附帯施設			○	○	○	○	○
小規模日用品販売業の用に供する店舗およびその附帯施設			○	○	○	○	○
土産品販売業の用に供する店舗およびその附帯施設			○			○	○
小規模身の回り品販売業の用に供する店舗およびその附帯施設			○		○	○	○
その他の物品販売業の用に供する店舗(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の規定に該当するものを除く。)およびその附帯施設						○	

○ 臨港地区内で建設計画等がある場合には、港湾工事等との調整等がありますので事前協議が必要です。

○ 既存の建築物などについても、その用途によって増改築や用途の変更などが規制されております。

○ また、上の表の○印以外のもので、市長の特別の許可を受けて建設できる場合があります。

詳しいことは、函館市港湾空港部管理課管理担当(☎0138-21-3486~7) にお問い合わせ下さい。  
または、椴法華支所建設課(☎0138-86-2111)